

新型コロナウイルス感染者の急増により 緊急事態宣言

助かる命が助かるために - 今、私たちがやるべきこと -

1月14日から、兵庫県が「緊急事態宣言」の対象区域となりました。市でも感染者数の急増により病床が既に限界にきています。市民の皆さまや皆さまの大切な人の命と健康を守るため、そして医療崩壊を避けるため、ひとりひとりが感染拡大を防ぐための徹底した行動をお願いします。

□ 人混みの多い場所への外出は避けてください



□ 「大人数での会食」は避けてください。また、できるだけ家族以外との会食を避けてください



□ 「出勤者数7割削減」のために、在宅勤務や時差出勤などにより、出勤削減の取り組みを徹底しましょう



医療関係者・保健所から皆さまへのメッセージ

中央市民病院 感染症科 医師 **犬井 朝子**

新型コロナウイルス感染症は、風邪やインフルエンザと同じ経過を辿るわけではありません。若い人にとっては「ただの風邪」でも、高齢の方が感染するとインフルエンザよりも高い確率で重症化し、お亡くなりになったり、回復しても長期のリハビリが必要になったりすることがよくあります。そのため、若い人も感染しないよう気を付け、常に「自分がコロナウイルスを持っているかも」「うつすことがあるかも」と思い、行動してください。

健康局担当部長（保健師） **山崎 初美**

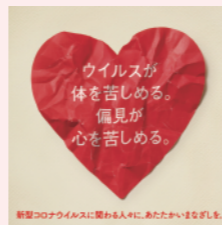
貴重な一つの空きベッドにどなたに入っていただくべきか、市内の患者さん全体を見つづ悩む日が続いています。入院できない患者さんには毎日症状が悪化していないか健康状態を確認しています。症状が悪化しないよう祈り続けています。手を伸ばせば届く程の距離で食事をした際に感染している人が多いです。マスクを外した際は、人との距離をとって過ごしてください。自分だけでなく周囲の命も守るため、感染予防策を徹底しましょう。

中央市民病院 看護部 部長 **藤原 のり子**

新規感染者数が最多を更新する中、重症者も急増しています。これまで重症になった患者さんを受け入れるために努力してきました。しかし、一度に多数の重症者を看護するには限界があり、受け入れを断らなければならない状況に葛藤を抱えています。自分や大切な人の命を守るため、感染者数を減らすことが大切です。どうか、一緒に住んでいる家族以外とのマスクなしでの会食、会食を避けてください。先が見えずつらい日々が続いていますが、強い決意で共に闘っていきましょう。

心無い言動や偏見はもうやめませんか

新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染する可能性があり、自分自身や家族・友人など大切な人が感染するかもしれません。ひとりひとりが正しい知識に基づく冷静な行動をお願いします。差別や偏見をなくし、みんなでコロナ禍を乗り越えていきましょう。



◎ 保健所の医師を募集しています

新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、市民の命と健康を守る業務に携わる医師が不足しています。地域を診る公衆衛生医師として保健所で働きませんか。

募集人数 | 若干名 採用予定 | 4月 申し込み | 随時
[問]保健課(☎335-2117 ㊟322-6053)

※ この情報は1月18日現在のものです

発令中

□ 日常生活での3つの心がけを、引き続き徹底しましょう



・ 人の集まる場所では冬でも窓を開けて、換気をしましょう



・ マスクの着用と手洗い・手指(特に指先)の消毒をしましょう



・ 熱がなくてもせきなどの症状があれば、外出を控え仕事を休みましょう

気になる症状があるときは

発熱やせきなどの症状がある場合、まずは **A** 「かかりつけ医」に相談してください。かかりつけ医がない場合は **B** へ。

A かかりつけ医がいる場合

事前に電話などしてから、かかりつけ医を受診してください。かかりつけ医が対応できない場合は、対応できる医療機関を紹介してもらってください。

B かかりつけ医がない場合

新型コロナウイルス専用健康相談窓口(多言語対応可)(☎322-6250 ㊟391-5532)へ。対応可能な医療機関を案内します。㊟24時間土日祝含む

◦ 兵庫県新型コロナ追跡システム

お店などで感染者の利用が判明した場合、同じ日に利用した人に通知が届きます。▶



営業時間の短縮をお願いします

緊急事態宣言の発令に伴い、飲食店などは20:00までの営業時間の短縮、酒類の11:00～19:00までの提供にご協力をお願いします。なお、1月12日(火)～2月7日(日)の間、ご協力いただいた飲食店には、県から協力金を支給します。

支給額 | 1月12・13日 4万円×時短営業日数×店舗数
1月14日～2月7日 6万円×時短営業日数×店舗数

申し込みなどの詳細は [兵庫県 飲食店 協力金 | 検索](#)

[問]県営業時間短縮・協力金コールセンター(☎362-9844) ㊟平日9:00～17:00

市民の皆さまへの支援



「[新型コロナウイルス対策神戸市支援総合サイト](#)」で、支援制度をまとめています。▶



◎ 生活福祉資金の貸付(新型コロナウイルス特例貸付)

新型コロナウイルス特例貸付コールセンター

(☎262-1626 ㊟330-4226) ㊟平日9:00～17:00

または住所地の区社会福祉協議会(連絡先は10面下参照)

緊急小口資金	対象	休業などにより収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
	貸付上限額	10万円(別途要件に該当する場合は20万円)
総合支援資金	対象	収入の減少や失業などにより困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
	貸付上限額	月20万円(2人以上の世帯)、月15万円(単身)
	貸付期間	原則3カ月以内

※本資金の利用には、生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業の利用が必要です

◎ ひとり親世帯臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響で、所得が減少したひとり親世帯などに、順次支給。給付を受けるには申請が必要です。申し込み | 郵送で2月26日(金)必着

詳細は [神戸市 ひとり親 給付金 | 検索](#)

[問]市ひとり親世帯臨時特別給付金コールセンター

(☎291-5951 ㊟322-6119) ㊟平日8:45～17:45

◎ 猶予・免除・減免制度

◆ 市税の猶予

個人の場合 収税課(☎647-9475 ㊟647-9582)より、各担当部署へつなぎます。

法人の場合 収税課(☎647-9489 ㊟647-9580)

◆ 国民年金保険料の猶予・免除/国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の猶予・減免

住所地の区役所・支所の各窓口(連絡先は10面下参照)

◆ 水道料金・下水道使用料の猶予

ご利用地域の水道局各センター ㊟平日9:00～17:15

または水道局お客さま受付センター(☎797-5555 ㊟797-5681)より、水道局各センターへつなぎます。㊟平日9:00～17:15

その他の猶予・免除・減免制度など詳細は [神戸市 支払猶予 | 検索](#)

◎ 暮らし支援窓口

休業や失業で減収された人の生活に関する相談に応じます。

住所地の区役所・支所(連絡先は10面下参照) ㊟平日 9:00～17:30

申請・手続きはオンライン申請の利用を

市への申請・手続きは「兵庫県電子申請共同運営システム」の利用を。また、マイナンバーカードで、各種証明書がコンビニなどで取得できます。

詳細は [神戸市 電子申請 | 検索](#)